

優良品目・品種への転換、園地整備など

産地計画を実現するために

果樹経営支援対策事業を活用しましょう

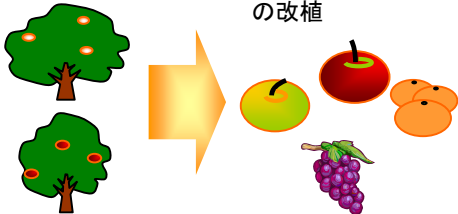
産地計画とは：産地自らが作成した果樹の生産振興等に関する計画です。

◆ 優良品目・品種への改植等

補助率：定額又は1/2以内

転換元(例えば
古い品種・老木等)

産地計画に位置づけら
れた振興品目・品種へ
の改植



改 植	かんきつ類の果樹からの改植	補助率 (定額)	23万円 /10アール
	かんきつ類以外から 主要果樹(※1)への改植	補助率 (定額)	17万円 /10アール
	りんごのわい化栽培、なし、かき 及びすもものジョイント栽培、ぶどう (加工用)の垣根栽培への改植	補助率 (定額)	33万円 /10アール
	省力樹形(※2)への改植	補助率	1/2以内
	上記以外の改植	補助率	1/2以内

※1 主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びイチジクをいう。

※2 省力樹形とは、産地計画に今後導入すべき新技術として定めているもので、地域の慣行栽培と比較して、未収益期間の短縮及び労働時間の縮減又は単収の増加を試験結果等で確認できるもの(例：りんごの高密植栽培、ぶどう・なしの根圏制御栽培等)

※3 急傾斜地から平地等への移動改植又は農地中間管理機構等を通じた改植において、園地の集約化に伴い追加的な土壌土層改良経費を要する場合には、改植単価を2万円/10アール加算。

◆ 小規模園地整備(園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良)、 用水・かん水施設の設置等

補助率：1/2以内

◆ モノレール、防霜ファン、防風ネットの整備等

補助率：1/2以内

事業を行うための主な要件

- 産地の担い手であること(産地計画で担い手とされている者)。
- 一箇所あたりの面積は、次の面積以上であること。
 - (1) 改植、高接、廃園等
→ おおむね 2アール
 - (2) 小規模園地整備、用水・かん水施設の設置等、モノレール、防霜ファン、防風ネットの整備等
→ おおむね10アール

産地協議会と農地中間管理機構の連携を強化し、農地中間管理機構を活用した改植や園地整備を推進します。

- 農地中間管理機構が、園地を整備し果樹を植え付けて、担い手の方へ園地の貸出を行います。
- 農地中間管理機構等を通じた改植において、追加的な土壌土層改良経費を要する場合には、改植単価を2万円/10アール加算します。
- 園地を借りたい場合は、農地中間管理機構が行う「借受公募」にお申し込みください。

果樹経営支援対策事業でまとまった改植、新植を実施すると
未収益期間の栽培管理経費の支援を受けられます！

< 果樹未収益期間支援事業 >

補助率：定額 5.5万円/10アール×改植の翌年から4年分(最大) = **22万円/10アール**

果樹経営支援対策事業で担い手(農家)ごとにおおむね2アール以上を同一年度内に改植した場合に
対象になります。

果樹経営支援対策事業の主なメニューの紹介

優良品目・品種への転換

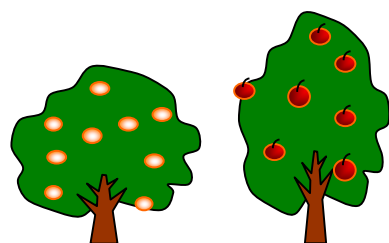
こんなことができます！

○改植 補助率：定額又は1/2以内

- ① 例えば古い品種・老木等を伐採・伐根し、その跡地に産地計画に位置づけられた振興品目・品種へ改植することができます。
- ② 伐採・伐根した園地と異なる、他の条件の良い園地への植栽も改植とみなします。
(下の例示(1)参照)
- ③ 廃園を行う面積の範囲内で、別の人が植栽を行うことも対象にできます。(下の例示(2)参照)

○高接 補助率：1/2以内

現に植栽されている樹に優良品種の穂木を接ぐことができます。



次のような場合も改植として扱えます！(例示)

(1) 条件の悪い園地から、条件の良い園地への改植 (移動改植) <改植の一部>

Aさんが所有する北斜面等の
条件の悪い樹園地

7アール
(伐採・抜根)



Aさんが所有する
条件の良い農地

7アール
(左と異なる振興
品目・品種を植栽)

Aさんが行う伐採・抜根・
植栽については、
定額又は1/2以内の補助

(2) 果樹園地を廃園した面積の範囲内で、別の人が植栽を行う (特認植栽) <特認事業の一部>

Bさんが所有する北斜面等の
条件の悪い樹園地

7アール
(廃園:果樹栽培以外に利用)



Cさんが所有する
条件の良い農地

7アール
(振興品目・品種)

Bさんへは、廃園に対して
定額又は1/2以内の補助

Cさんへは、植栽に対する
1/2以内の補助

(注) BさんとCさんが異なる産地協議会の場合でも、都道府県内で調整を行った上で実施できます。)

上述(1)及び(2)ともに、未収益期間の支援の対象となります。

廃園

補助率：定額又は1/2以内

- 条件の悪い土地にある果樹園の廃園

小規模園地整備

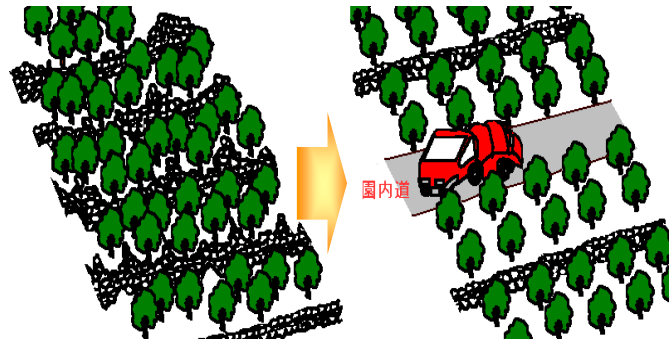
補助率：1/2以内

- 園内道の整備
- 傾斜の緩和
- 土壌土層改良
- 排水路の整備

用水・かん水施設の整備

補助率：1/2以内

- 果実の品質向上等を目的として用水・かん水施設を整備できます。



特認事業

補助率：1/2以内

- 防風ネットの設置

強風から果実を守ります。

- 防霜ファンの設置

遅霜から果実を守ります。

- モノレールの設置

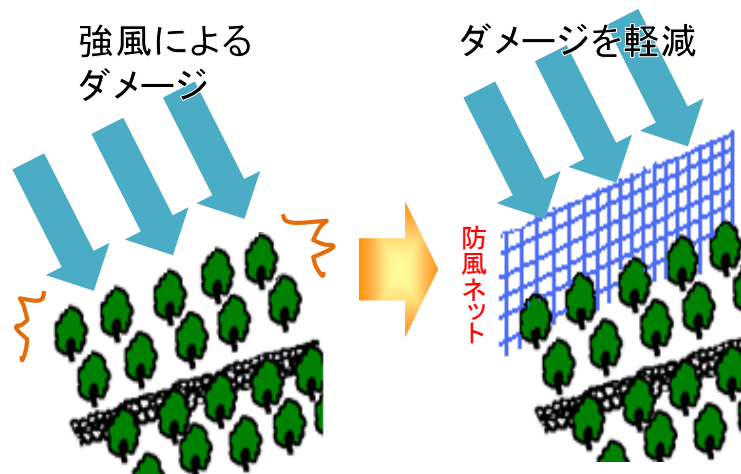
新設の他、既設のモノレールを再整備することによって機能向上が認められるものも対象とします。

- 特認植栽

廃園みあいの植栽

- 新植

産地計画で定めた新品種や需要の見込まれる品種の導入、大規模基盤整備を行った園地における植栽や認定新規就農者が行う植栽ができます。



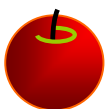
自然災害時の改植について（特例）

自然災害による被害を受けた場合について、産地計画に位置づけられた振興品種であれば同一品種への植栽でも改植とみなすとともに、自然災害による被害を受けた樹体の面積の合計が担い手（農家）単位でおおむね2アール以上あれば支援対象とします。

お問い合わせ先

もっと詳しく知りたい方、事業の実施について具体的に検討されたい方は、下記お問い合わせ先やお近くのJA等へご相談ください。

組 織 名	電 話	組 織 名	電 話
北海道青果物価格安定基金協会	011-241-4011	全国農業協同組合連合会京都府本部	075-311-8218
青森県青果物価格安定基金協会	017-729-8696	大阪府果樹振興会	072-958-6551
岩手県農畜産物価格安定基金協会	019-626-8425	全国農業協同組合連合会兵庫県本部	078-333-6085
秋田県青果物基金協会	018-864-2446	奈良県農業協同組合	0742-27-4382
山形県青果物生産出荷安定基金協会	023-642-4546	和歌山県青果物基金協会	073-488-5688
福島県青果物価格補償協会	024-554-3567	鳥取県果実生産出荷安定基金協会	0857-32-8339
茨城県農林振興公社	029-222-8511	島根県農業協同組合	0853-25-8140
栃木県青果物生産安定互助協会	028-616-8832	全国農業協同組合連合会岡山県本部	086-296-0109
群馬県園芸協会	027-220-2297	広島県果実生産出荷安定基金協会	0846-26-2658
全国農業協同組合連合会埼玉県本部	048-578-2292	山口県青果物基金協会	083-988-0690
千葉県園芸協会 産地振興部	043-223-3007	徳島県園芸振興資金協会	088-634-2674
神奈川県果実協会	0463-53-1744	香川県青果物協会	087-818-4125
全国農業協同組合連合会新潟県本部	025-232-1553	愛媛県園芸振興基金協会	089-933-7383
富山県果樹協会	076-445-2295	高知県青果物基金協会	088-837-6330
福井県経済農業協同組合連合会	0776-27-8256	ふくおか園芸農業振興協会	092-752-3267
山梨県青果物経営安定基金協会	055-232-1527	佐賀県園芸農業振興基金協会	0952-26-2225
長野県果実協会	026-236-2222	長崎県園芸振興基金協会	095-820-2261
岐阜県園芸特産振興会	058-272-1111 (内線2866)	熊本県果実生産出荷安定基金協会	096-389-3322
静岡県柑橘振興基金協会	054-284-9934	大分県園芸振興基金協会	097-544-0621
愛知県園芸振興基金協会	052-951-3639	宮崎県果実協会	0985-31-2172
三重県青果物価格安定基金協会	059-229-9124	鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会	099-258-5656
滋賀県果樹組合連合会	077-528-3834	沖縄県園芸農業振興基金協会	098-987-0333



発行:公益財団法人 中央果実協会 指導部
TEL 03-3586-1381(代)

(令和元年5月)